

日医発第46号(健Ⅱ19F)
令和2年4月8日

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉 義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会合において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、安倍本部長より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされるとともに、別添のとおり、基本的対処方針の変更がなされましたので、ご連絡申し上げます。

緊急事態措置を実施すべき期間および区域は下記のとおりであります。

○緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

○緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※基本的対処方針の送付は省略しております。

※基本的対処方針は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

1 令和2年4月7日 火曜日

官 報

(号外特第44号)



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示
（新型コロナウイルス感染症対策本部）
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示の一部を変更する公示（同）

官 庁 報 告

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示
（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定に
基づき、次のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第一条の二第二項に規定する新型コロナ
ウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言し、次のとおり公示する。

令和二年四月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

（一）緊急事態措置を実施すべき期間 令和二年四月七日から五月六日までとする。ただし、緊急事
態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法
第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（二）緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福
岡県の区域とする。

（三）緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められるこ
と、かつ、

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体
制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延
により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示の一部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第五項において準
用する同条第二項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関する公示（令
和二年三月二十八日）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和二年四月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の破線で囲んだ部分のように改める。

1 令和 2 年 4 月 7 日 火曜日

官 報

(号外特第 45 号)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス感染症のまん延等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設(厚生労働一七五)
○新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置(同一七六)

告 示

○厚生労働省告示第七十五号
新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) 第十一條第一項第十四号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設を次のように定める。
令和二年四月七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設
第十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設
新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 附則第一條の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)を同法第二條第一号に規定する新型コロナウイルス感染症とみなして新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) 第十一條第一項第十四号の規定を適用する場合には、同令に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。

○厚生労働省告示第七十六号
新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) 第十二條第六号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置を次のように定める。
令和二年四月七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置
新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 附則第一條の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)を同法第二條第一号に規定する新型コロナウイルス感染症とみなして新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) 第十二條第六号の規定を適用する場合には、同令の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。

新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置
新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 附則第一條の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)を同法第二條第一号に規定する新型コロナウイルス感染症とみなして新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) 第十二條第六号の規定を適用する場合には、同令の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。

(健Ⅱ20F)

令和2年4月8日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

医療機関における新型コロナウイルス感染症の対応について (その3)

医療機関における新型コロナウイルス感染事例等が増加していることを受け、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

本件は、医療機関での集団感染を防止するため、新型コロナウイルス感染症を疑うか否かに関わらず、標準予防策(サージカルマスクの着用、手指衛生)の徹底が必要であるとするとともに、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター 令和2年4月7日改訂)に基づき、感染する危険のある場面に応じた十分な感染防止策等について、あらためて周知を求めるものであります。(詳細は添付資料をご参照)

また、同省において、医療従事者向けの院内感染の注意喚起に関するポスターが作成されておりますので、併せてご送付させていただきます。

先日、多人数で会食等を行った研修医の間で複数の感染者が発生した事例等が報告されました。

本会といたしましては、令和2年3月24日付け日医発第1254号(地487)(健Ⅱ335)(介202)Fをもって、医療従事者の方に向けて、感染リスクが高い行動を最大限避けていただく努力等をお願いしたところであり、今回の事例等については極めて重く受け止めております。

政府が緊急事態を宣言し、国民に向けて医療崩壊を防ぐための最大限の協力を呼びかけているなか、医療従事者においても、より一層、一人ひとりの自覚を持った行動が求められます。

ぜひ、本ポスターを医療機関、介護施設等の職員スペースの目に触れる場所にご掲示いただきたいと考えておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
(2020年4月7日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>
- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2.1版)」
(2020年3月10日日本環境感染学会)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID19_taioguide2.1.pdf

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html